

平成24年7月24日  
市町村課財政担当、税政担当  
担当者 村島、市丸、江頭、西田、秋永  
内線 1339、1344  
直通 0952-25-7024  
E-mail : shichouson@pref.saga.lg.jp

平成24年度普通交付税等決定額（佐賀県市町分）をお知らせします

## 1 普通交付税等交付決定額

- (1) 普通交付税交付決定額 93,512,050千円  
(2) 臨時財政対策債発行可能額 15,562,816千円

(参考)

○対前年度比較

(単位：千円、%)

	平成24年度	平成23年度	増減額	増減率	全国市町村総額の率
基準財政需要額	(176,051,178)	(176,241,149)	(△189,971)	(△0.1)	
A	174,081,133	174,275,271	△194,138	△0.1	△0.0
基準財政収入額	(82,606,465)	(82,648,738)	(△42,273)	(△0.1)	
B	80,255,076	80,084,159	170,917	0.2	△0.5
交付基準額 (A-B)					
C	93,826,057	94,191,112	△365,055	△0.4	0.8
(調整率)	0.001803805	—			
調整額	D 314,007	—	314,007	皆増	—
普通交付税額 (C-D)	93,512,050	94,191,112	△679,062	△0.7	0.3
臨時財政対策債発行可能額	15,562,816	15,925,184	△362,368	△2.3	0.2
計	109,074,866	110,116,296	△1,041,430	△0.9	0.9

注)上段( )書き：県内市町合計の数値

下段：財源不足団体(平成23、24年度ともに玄海町除き)の数値

※ 臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、平成23年度から平成25年度の間、地方財政法第5条の特例として発行されるもの。(平成13年度から平成22年度の間においても同様に発行)

## 2 地方特例交付金交付決定額

交付決定額 331,695千円  
対前年度比 △649,766千円  
(△66.2%)

(内訳)	
児童手当及び子ども手当特例交付金	0
減収補填特例交付金(住宅借入金特別税額控除)	331,695千円
減収補填特例交付金(自動車取得税交付金)	0

※ 減収補填特例交付金（住宅借入金特別税額控除）は、各都道府県及び各市町村の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除を行うことによる減収見込額を補填するもので、平成20年度に創設されたもの。

※ 児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補填特例交付金（自動車取得税交付金）は平成24年度から廃止。

◆ 上記1、2の市町別決定額等の詳細は、別紙1、2のとおり。

（参考） 平成24年度佐賀県（市町分）の普通交付税等の状況

- 普通交付税は前年度比△0.7%減（平成19年度以来5年ぶりの減）
- 普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額では前年度比△0.9%減（2年連続の減）

（1） 今年度の普通交付税の特徴

ア 基準財政需要額が△0.1%減（財源不足団体ベース）

- ・ 財源不足団体ベースでは1億94百万円の減。
- ・ 玄海町を加えた県内市町合計では1億90百万円（△0.1%）の減。
- ・ 単位費用の増等により社会福祉費が8億82百万円（4.3%）の増、臨時財政対策債及び合併特例債償還費の増等により公債費が7億76百万円（4.1%）の増となった。一方で、新規費目の地域経済・雇用対策費が前年の地方再生対策費と雇用対策・地域資源活用推進費の合計を15億8百万円（△28.5%）下回った。

イ 基準財政収入額が0.2%増加（財源不足団体ベース）

- ・ 財源不足団体ベースでは1億71百万円の増。
- ・ 玄海町を加えた県内市町合計では42百万円（△0.1%）の減。
- ・ 平成24年度評価替えの影響により、固定資産税（家屋）が15億28百万円（△9.4%）の減、固定資産税（土地）が2億56百万円（△2.2%）の減となった。一方で、企業収益の回復等により市町村民税（法人税割）が7億48百万円（18.4%）の増、また、たばこ税が6億4百万円（16.4%）の増となった。

ウ 合併算定替の適用

- ・ 平成16年度以降に合併した佐賀市等10市町については、いずれの団体においても合併算定替\*の額が一本算定の額を上回るため合併算定替を適用。
- ・ 10市町の普通交付税における合併算定替の額と一本算定の額を比較すると、合併算定替の額（746億49百万円）が一本算定の額（573億94百万円）を172億55百万円（30.1%増加）上回っている。

\* 合併算定替

合併特例法（旧法）の規定に基づいて合併した市町村の交付税算定における特例。

合併後15年間に限り、合併関係市町村が各年度の4月1日に合併前の区域で存続すると仮定して各合併関係市町村ごとに算定した財源不足額の合算額が、合併後の新市町村について一本算定した財源不足額よりも大きい場合は、大きい方の額を当該団体の財源不足額とするもの。

(2) 各市町ごとの普通交付税の増減状況

各市町ごとの普通交付税額は、各団体の基準財政需要額、臨時財政対策債振替額、基準財政収入額の伸び率の相違等により差が生じているが、本年度は不交付団体の玄海町を除き、15市町において対前年度比減少、4市町において対前年度比増加となっている。

○ 増加した団体は、下記のとおり

- |                    |     |                                 |
|--------------------|-----|---------------------------------|
| <1> 吉野ヶ里町 (+18.5%) | ... | 企業の収益減による市町村民税（法人税割）の減、社会福祉費の増等 |
| <2> 太良町 (+5.8%)    | ... | 評価替えに伴う固定資産税（家屋）の減、社会福祉費の増等     |
| <3> 神埼市 (+1.9%)    | ... | 評価替えに伴う固定資産税（家屋）の減、社会福祉費の増等     |
| <4> 佐賀市 (+1.6%)    | ... | 評価替えに伴う固定資産税（家屋）の減、社会福祉費の増等     |

○ 減少率の大きな団体は、下記のとおり

- |                  |     |                         |
|------------------|-----|-------------------------|
| <1> 鳥栖市 (△9.9%)  | ... | 企業の収益増による市町村民税（法人税割）の増等 |
| <2> 伊万里市 (△8.5%) | ... | 企業の収益増による市町村民税（法人税割）の増等 |
| <3> 大町町 (△7.7%)  | ... | 企業の収益増による市町村民税（法人税割）の増等 |

(3) 不交付団体

県内20市町のうち平成24年度普通交付税不交付団体は玄海町のみ。  
玄海町は、平成7年度以降18年連続で不交付団体となっている。

(4) その他

ア 「地域経済・雇用対策費」の創設

歴史的円高等を踏まえ、海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化や、雇用機会の創出を図るとともに、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう、臨時費目により対応。

なお、平成23年度にあった「地方再生対策費」及び「雇用対策・地域資源活用推進費」は平成24年度から「地域経済・雇用対策費」に整理・統合。

○算定額 36億86百万円（財源不足団体ベース）

◆ 市町別状況は、別紙3のとおり。

イ 臨時財政対策債発行可能額の配分方式の見直し

財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、段階的に「人口基礎方式」を廃止し、平成25年度に「財源不足額基礎方式」へ完全移行することとされており、昨年度に比べ、財源不足基礎方式の割合が高まっている。